

京都市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第8条第3項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの子ども・子育て会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 子ども・子育て会議に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもって子ども・子育て

会議の決議とすることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議及び児童福祉分科会（以下「子ども・子育て会議等」という。）は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は特別委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議等は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議等の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

京都市子ども・子育て会議条例施行規則（抄）

(部会長)

第3条 部会ごとに部会長を置く。

2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を子ども・子育て会議（分科会に置かれた部会にあつては、分科会）に報告しなければならない。

京都市子ども・子育て会議 構成図

